

自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（平成29年9月策定、令和2年9月最終改訂）

- 遠隔型自動運転システム（※1）及び特別装置自動車（※2）の公道実証実験について、道路使用許可を受けることにより実施可能なものとして整理し、都道府県警察における許可申請に対する取扱いの基準を明確化。
- 監視・操作者が運転者としての義務及び責任を負うこととなる。

＜主な共通事項＞

許可に係る審査の基準

- 実験の趣旨等
 - 自動運転の実用化に向けた実証実験であること
- 実施場所・日時
 - 一般の道路利用者の通行に特段の著しい支障を及ぼす場所及び日時が含まれないこと
- 安全確保措置
 - 最高速度
 - 交通の状況、道路環境等に鑑みて十分な猶予をもって安全に停止できる速度とすること
 - 自動運転の公道実証実験中である旨の表示

許可期間

原則として最大6か月
ただし許可の対象となる内容が明確であれば許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能

実験車両等の構造等

- 道路運送車両の保安基準の規定に適合していること（緩和認定を含む）
- 乗客を乗せて走行することを予定しているときには、できる限り急ブレーキ等にならないなど、乗客の安全にも十分配慮すること

監視・操作者となる者

- 教育・訓練の実施
- 法律上の運転者としての義務・責任の認識
- 必要な運転免許の保有

許可に付する条件

■ 実施場所、実施日時等

- 申請に係る場所及び日時並びに実施計画に従った走行方法での走行

■ 実験車両を自律走行させる場合に付する条件

- 本走行は、**公道審査**を経て行うこと

（注1）警察官等が、実験区間（公道）で自律走行の安全性や緊急時の安全な介入操作等を審査

■ 走行方法

- 監視・操作者は、実験車両が走行している間、走行する方向の状態等を監視し、緊急時等に直ちに必要な操作を行うことができる状態を保持すること

■ 交通事故の場合の措置等

- 事後検証を可能とする措置
- 実験車両にドライブレコーダーやイベントデータレコーダー等を搭載して、車両の前後方及び車両内の状況等を記録すること

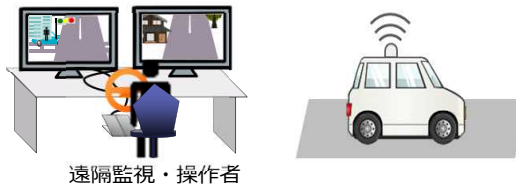
許可に係る指導事項

賠償能力の確保、地域住民等への事前広報又は事前説明、道路管理者への事前協議等、特異事案の所轄警察署長への通報及び再発防止策の報告、関係法令の遵守

＜主な個別事項＞

遠隔型自動運転システム（※1）

（※1）自動車から遠隔に存在する監視・操作者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転システム



許可に係る審査の基準

- 実施場所・日時
 - 必要な通信環境を確保できる場所であること
- 安全確保措置
 - 実験の関係者が現場に急行することができる体制の整備
 - 通信遅延や遠隔監視・操作者の視野の限界を踏まえた安全対策の徹底
- 実験車両等の構造等
 - 遠隔監視・操作者が、映像及び音により、通常の自動車の運転者と同程度に実験車両の周囲及び走行する方向の状況を把握できること
 - 通信遅延の際に自動的に安全に停止すること
- 1名の遠隔監視・操作者が複数台の実験車両を走行させる場合
 - 1対1型の公道実証実験を実施していること
 - 同時に監視・操作する実験車両の数を増やす場合は、原則として1台ずつ増やすこと

許可に付する条件

■ 交通事故の場合の措置等

- 交通事故があったときは実験車両内の者に協力を求めること

許可に係る指導事項

適切なサイバーセキュリティの確保

特別装置自動車（※2）

（※2）手動による運転時は通常のハンドル・ブレーキと異なる特別な装置(コントローラ等)で操作する自動車

車内監視・操作者



許可に付する条件

■ 実施場所・日時等

- 車内監視・操作者が、警察官等による**施設内審査**及び**路上審査**に合格していること。

（注2）警察官等が、実験施設等で特別装置による手動走行の安全性等を審査

（注3）警察官等が、実験区間（公道）で特別装置による手動走行の安全性等を審査

備考

- 遠隔自動運転システムの操作装置がコントローラ等の場合
 - 実験車両を自律走行させるための公道審査は、**施設内審査**及び**路上審査**に合格し、実験車両を手動で走行させることができることを確認した上で行うこととする。